

日本私立大学協会「私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞に準じた
「点検結果報告書」

① 法人名称	学校法人聖マリアンナ医科大学
② 設置大学名称	聖マリアンナ医科大学
③ 担当部署	総務部総務課
④ 問合せ先	soumu@marianna-u.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 29 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 29 日

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	該当なし

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	該当なし

様式Ⅱ

Ⅱ - I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1 - 1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1-1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、建学の理念、本学の目的・使命について、法人 HP に掲載している。
実施項目 1-1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを法人 HP に掲載している。 3つのポリシーを踏まえた大学の取組の適切性に係る点検・評価のサイクルを確立し実施している。
実施項目 1-1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長のリーダーシップを発揮する支援組織として、主任教授会の下に 5 つの常置委員会(入試委員会、カリキュラム委員会、学年担当委員会、教員組織委員会、研究振興委員会)を設置し、その委員会の上位の委員会として教学体制検討委員会が組織されている。同委員会は本学の教育研究体制や教員組織に関する全学的な基本方針を検討し、その円滑な運営を推進する委員会であり、学長が委員長を務めている。
実施項目 1-1④	説明
教職協働体制の確保	教学体制検討委員会の委員は、学長を委員長とし、医学部長、研究科長、大学病院院長、常置委員会委員長、事務職員である総務部門担当執行役員で構成されている。 また、常置委員会であるカリキュラム委員会の委員に関しても、教員と事務職員である教育課長で構成されており、教職協働体制を確保し、様々な取り組みを進めている。
実施項目 1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD(ファカルティ・ディベロップメント)について、本学教員として必要最低限の知識を修得するため、全教員(任期付助教以上)を対象に FD 委員会にて定めた基本方針・年次計画に基づき実施している。 SD(スタッフ・ディベロップメント)について、「本学が求める教職員像」を掲げ、教職員に必要な知識・技能を身に付け、能力及び資質を向上させるために、実施方針・年次計画に基づき実施している。

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画 (1) 本学のミッションやビジョンを踏まえた中期的な計画の策定と取組み ①経営側と教職員が本学のミッションやビジョンを共有し、継続的な発展を目指した改革を進めるため、中期計画を策定し、変化する社会に対応している。 ②外部機関などによる認証評価結果の意見等を十分に考慮し、中期的な環境の変化の予測に基づく、適切な計画の策定を行う。 ③中期計画の進捗状況について、都度、確認・報告し、その結果については学内 外に公表するなど、ステークホルダーに対し透明性のある運営に努める。 ④実効性のある中期計画の実現のため、外部有識者を含めた経営に係る研修会などを実施し、教職員の能力を高めていく。 (2) 中期計画におけるアクションプランの明確化と評価 ①中期計画においては、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確する。 ②中期計画の内容については、適法性や倫理性を考慮して評価する。 ③中期計画にかかる総括責任者と執行責任者を定め、当該計画における責任の所在を明確にする。 ④情報を公開するにあたっては、幅広いステークホルダーの理解が得られるようわかりやすく説明し、常に社会に適応した改善を図る。

実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	2020年に「聖マリアンナ医科大学中期計画(2020～2024年度)」、2025年に「同(2025～2029年度)」を策定している。 この中期計画は、今後5年間の本法人の基本方針、戦略、行動計画を示すものである。同計画を実現するために、各年度の事業計画を策定し、自己点検評価を重ねている。 ○中期計画(2020～2024年度) Tyuki.pdf ○2024年度事業計画 Jigyo2024.pdf ○中期計画(2025～2029年度) Microsoft Word - lhH ,a ~ ~ ; ○2025年度事業計画 Microsoft Word - lhH 2025%om ;

原則2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	大学院において、「最新医学研究コース」を設置し、再び医学研究を学びたいという意欲のある社会人が大学院で学ぶ機会を設けている。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	研究成果を社会に還元すべく、「知財事業推進センター」を設置し、教職員による知的財産の創出及び特許出願の学内啓発、製品の販売に向けた支援を継続的に行っている。 産官学連携活動を通じた研究成果の社会への還元については、「知的財産ポリシー」や「利益相反ポリシー」で明示し、教育・研究・診療及び産官学連携活動を通じて研究の成果を社会に還元し、積極的に社会に貢献することを重要な使命としている。このように本学の特性を活かした地域連携・産官学連携を促進しており、地域における医療機関及び教育研究機関として重要な役割を果たしている。

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	管理職昇進者向け多職種研修では、これからの時代の人材育成として、D&Iの重要性を徹底。また、その他の各階層の研修、WSにおいても他者の意見を傾聴し、意見をまとめ上げるワークを繰り返し実施するなど、今後人材確保が益々困難になる社会を念頭に組織内で多様性を受容する体制づくりに努めている。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事は1名(総数12名)、評議員は5名(総数13名)の女性を登用している。

原則 3 - 1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	私学法の改正により、理事の選任等については寄附行為に明示している。また、担当理事制を敷いて責任の明確化を図り、適切に対応している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	私立学校法の改正に準じて、理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、評議員会の意見聴取に代えて決議を要するなど、評議員会との協働を推進している。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事を対象とした情報提供及び研修等については、各会議等において対面及びリモートにより実施している。引き続き、法人全般に係る必要な研修等について周知し、参加を促して対応していくよう検討している。

原則 3 - 2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	私学法の改正により、その選任に係る基準等については寄附行為に明示しており、適切に対応している。また、今年度より常勤監事を配置し、監事体制の充実が図られている。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、内部監査室同席のもと会計監査人との定例打ち合わせを行っている。また、内部監査室が行っている実地監査や書面監査について、定期的に報告を受け意見や指示を与えている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	内部監査室及び総務部から、必要に応じて監査全般に関する事案及び理事会・法人に関する情報提供を行っている。常勤監事は学内の重要会議に適宜陪席しており、必要に応じて意見書の提出を求めている。また、外部機関からの研修会があれば紹介し、参加を促している。

原則 3 - 3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	私学法の改正により、その選任方法等については寄附行為に明示しており、すべての評議員は評議員会で選任し、適正に対応している。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	私立学校法の改正に伴い、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる旨、本学寄附行為に明記しており、評議員会は諮問機関としての役割を担っている。 また、理事会、評議員会及び常任役員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、寄附行為等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	理事長及び学長を含めた各担当理事から法人運営に関する報告を実施している。また、法人の経営に必要な知識及び情報を提供する研修会等の実施を検討している。

原則 3 - 4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	附属病院ごとに災害対策マニュアル等を策定し、運用している。また、事業継続計画についても策定し、危機発生時に備えている。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス関連の啓発や注意喚起を担う推進体制の強化を図っている。また、情報漏洩及びハラスメント等に関する啓発のため e-learning の活用や研修会の開催に取り組んでいる。

原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学が所有する教育・研究・診療で得られた多様な活動成果等を「聖マリアンナ医科大学学術情報機関リポジトリ」等を通して社会へ還元している。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学として幅広いステークホルダーから支持されることが重要と捉え、法人運営及び教育・診療活動等について、公共性に富んだ分かりやすい最新の情報を大学ホームページにおいて常に公開している。 また、学生、保護者、地域社会に向けては、「聖マリアンナ医大新聞」を発行し、学内の教育・研究・診療・地域貢献などの活動を伝え、ステークホルダーへの理解促進に努めている。

II - II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	該当なし